平成 20 年 3 月 21 日(告示第 412 号) 一部改正 令和 2 年 6 月 30 日 (告示第 1246号) 一部改正

	供試抗原	検査時期及び検査羽数					
病 原 体		第 1 回		第 2 回以降		検査方法	処置
		時期	羽数(%)	時期	羽数(%)	2)	
ニューカッスル病ウイルス	石井株	8~12 週齡	20	3 か月毎	10	HI S	陽性群及び同居群 全殺
鶏白血病ウイルス	Sub-A,B	JJ	"	"	"	N ELI	n,
到消化やウイルス	Van Roekel 株	JJ	"	"	"	SA FA	n,
細網内皮症ウイルス	T株	"	"	"	n n	FA EL	n,
マレック病ウイルス	JM株	"	"	II	"	I SA DI	n,
伝染性ファブリキウス電病ウイルス	J1株	"	"	II	"	D DI	n,
トリレオウイルス	Uchida 株	JJ	"	"	"	DHI	n,
トリアデノウイルス	Ote株	JJ	"	"	"	DID S	n,
EDS - 76 ウイルス	JPA-1株	II.	"	"	"	N FA	"
トリインフルエンザウイルス	5331株	JJ	"	"	"	FA H	ıı
あひるウイルス性肝炎ウイルス	千葉株	II.	"	"	"	I HI	"
鶏貧血ウイルス	Gifu-1 株	"	"	"	"	AGG A	"
七面鳥鼻気管炎ウイルス	MM-1 株	"	"	"	"	GG AG	"
ヘモフィルス・パラガリナルムA型	221株	"	"	"	"	G	n,
ヘモフィルス・パラガリナルムC型	S1株	"	"	"	"	菌分離	n,
ひな白痢菌	9-25株	"	"	"	"		y,
マイコプラズマ・ガリセプチカム	86株	"	"	"	"		"
マイコプラズマ・シノビエ	WVU-1853 株	"	"	"	"		n,
サルモネラ (ひな白痢菌を除く。)		II.	"	"	"		JJ

- 注 あひるの健康状態、異常な点等については全て記録する。死亡したあひるについては病理組織学的検査等を 行う。
 - 1) 供試抗原は、他の適切な株を使用してもよい。
 - 2) 同等な検査方法があればその検査法を採用してもよい。検査方法は、その妥当性が検証され、保証された方法で実施すること。 HI: 赤血球凝集抑制反応 ELISA: 免疫酵素抗体法 SN: 血清中和試験 FA: 蛍光抗体法 DID: 二元免疫拡散法 AGG: 凝集反応
 - 3) 同居群とは,陽性群と完全に隔離されていない群をいう。